

経営革新等支援機関から最新情報を配信！！

税理士法人合同会計 NewsLetter 7月号

2次締切分の採択結果が発表されました！

ものづくり補助金

<ものづくり補助金とは>

中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等が支援されるものです。

2次締切の採択結果

受付期間:2020年3月31日～5月20日

申請数
5,721者



採択数
3,267者

採択率:57.1%



補助金概要(一般型)

	補助金額	補助率	設備投資
通常枠	100万円～1,000万円	中小企業者:1/2 小規模企業者・小規模事業者:2/3	単価50万円以上の 設備投資が必要
特別枠	通常枠+50万円 (事業再開枠の上乗せが可能)	A類型:2/3 B類型:3/4 C類型:3/4 (事業再開枠は10/10、上限50万円)	

特別枠については、補助対象経費(事業再開枠の経費を除く)の6分の1以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること。

A類型: サプライチェーンの毀損への対応(例:備品が調達困難になったため部品を内製化)

B類型: 非対面ビジネスモデルへの転換(例:自動精算機・キャッシュレス端末の導入)

C類型: テレワーク環境の整備(例:WEB会議システム等を含むシンクライアントシステムの導入等)

次回締切りについて

現在(7月1日時点)、3次締切での公募を受付中です。

3次締切は **8月3日(月)17:00まで!**

なお、今年度は通年公募のため5次締切まで予定されています。



税理士法人合同会計(経営革新等支援機関)

TEL:027-347-0933 FAX:027-347-2245

〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1

～認定支援機関で対応できます～

- ・各種補助金申請
- ・経営改善計画書の作成
- ・創業支援
- ・優遇金利での資金調達 など